

◆転用許可基準の概要

農地転用許可は、農地の場所的判断をする立地基準と、転用目的実現の確実性や周辺農地への被害防除措置等を判断する一般基準に基づいて審査します。

I 立地基準

1. 次の農地は原則として許可されません

① 農業振興地域内の農用地区域内にある農地

※農用地区域からの除外又は用途変更が必要（農林課が窓口）

② 集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えた農地（第1種農地）

※ただし、市街地に設置することが困難な施設を設置する場合等、例外的に認められる場合あり

③ 市街化調整区域内の特に良好な営農条件を備えた農地（甲種農地）

2. 次の農地に該当し、他に代替する土地があると認められる場合は許可されません（第2種農地）

① 市街地や市街地化の傾向が著しい区域（第3種農地）に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域にある農地

② 公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地（中山間地域等）

3. 市街地や市街化の傾向が著しい区域は原則として許可（第3種農地）

II 一般基準

① 転用して申請の目的に係る用途に供することが確実であると認められない場合は許可されません。（転用事業に要する資力信用、他の権利者の同意、他法令の許可の見込み、面積の適正規模等）

② 転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可されません。

③ 一時転用の場合は、利用後に原状回復されることが確実と認められないものは許可されません。

◎ 手続きをせずに転用すると（無断転用）

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、売買などの法律行為が無効になり、登記もできません。都道府県知事は工事の中止、現状回復などを命ずることができます。